

島本町教育委員会 会議録（令和2年第13回 定例会）

日 時	令和2年12月22日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時10分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	持田学教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、西尾一実教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、島本恵子主査 （教育推進課）山田敏博課長 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）奥野大介課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	森田美佐教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第42号議案 島本町教育委員会文書取扱規程の一部改正について 第43号議案 島本町教育委員会公印規程の一部改正について 第44号議案 島本町文化財保護審議会委員の委嘱について 第12号報告 令和2年度冬季休業日中における児童生徒の指導について
議 決 事 項	第42号議案、第43号議案、第44号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長 本日、森田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和2年第13回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、西山教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西山教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第42号議案「島本町教育委員会文書取扱規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第42号議案「島本町教育委員会文書取扱規程の一部改正について」、御説明申し上げます。

まず、提案理由は、島本町文書取扱規程との整合性等を図るため、所要の改正を行うものでございます。次に、改正の内容について、資料の5ページの新旧対照表を基に御説明します。一つ目としまして、現在、「文書の取扱いについては」と定めている箇所を、町長の事務部局における文書取扱に関する基本ルールを定める島本町文書取扱規程第1条の規定に倣って、「文書の取扱い及び管理については」に改めるものでございます。二つ目としまして、現行の規定では、「島本町文書取扱規程の例による」と定めておりますが、教育委員会における文書の取扱い等に関しましては、島本町文書取扱規程に基づくルールだけでなく、町長の事務部局における文書取扱や文書管理のルールの全てを包括的に準用することを想定しておりますため、そのような趣旨となる規定ぶりに改めるものでございます。

最後に、施行期日は、令達の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員 改正のタイミングは何年かおきにあるのですか。また、前はどれくらい前に整合性を合わされたのですか。

教育総務課長 整合性等を図るタイミングですが、例規一般の話で申しますと、基本的には、依るところの法令等が改正されたタイミングで速やかに行うことが望ましいと理解いたしております。この度の、島本町教育委員会文書取扱規程につきましては、本則のみのため改正の機会は特段ございませんでしたが、町長部局の文書取扱規程につきましては、平成26年に全部改正がなされまして、規定そのものが大きく見直された経緯がございます。本来でしたら、その時に必要な改正を行うのが望ましかったところですが、改正の時期を逸していたものでございますので、今この時期に至っておりますが、整合性等を図るため規定の整理を図ったものでございます。

教育委員 改正案の「町長の事務部局の例による」の示す意味合いを再度確認させてください。

教育総務課長 この度、該当の部分を「町長の事務部局の例による」というふうに改める次第でございますが、現行でございますと、包括的に準用する対象が島本町文書取扱規程のルール一つのみ絞って対象としていますが、島本町の町長部局の文書取扱の管理等に関するルールにつきましては、将来的なところを見据えれば、文書取扱規程のみならず、ほかにも制定される予定もございまして、そちらに全て従って教育委員会の文書取扱を運用していくという趣旨の下、この度「町長の事務局の例による」という言い回しに改めるということでございます。

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第43号議案「島本町教育委員会公印規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第43号議案「島本町教育委員会公印規程の一部改正について」、御説明申し上げます。

まず、提案理由は、島本町公印規程との整合性を図るため、所要の

改正を行うものでございます。次に、改正の内容について、資料の7ページ以降の新旧対照表を基に御説明します。

まず、7ページの最上段に記載する第3条の改正でございます。現行の規定では、教育長の職務代理者が教育長の職務を代理することとなった場合、職務代理者の名をもって発する文書に用いる公印には、教育長の公印を使用することとなっております。しかし、教育センター所長や学校長など、公印が定められている職員の職務を他の職員が代理することとなった場合については同様の定めがなく、また、それぞれの職務代理者等の公印もないため、職務代理者等の名をもって発する文書に用いることのできる公印がない状態となっております。このため、町長部局の島本町公印規程の相当規定に合わせて、職員の職務代理者等についても、その職務を代理される職員の公印を使用することができるように改めるものでございます。

次に、8ページ中段に記載する第11条の2の改正でございます。教育委員会公印規程における電子公印に関する規定につきましては、島本町公印規程の相当規定に倣って定めているところでございます。先般、この島本町公印規程が改正され、電子公印の使用及び廃止に係る手続方法の見直しが行われましたことから、教育委員会公印規程につきましても、同様に改めるものでございます。

その他の改正箇所につきましては、いずれも文言を整理するものでございます。

最後に、施行期日は、令達の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

文言は整理しなければならないと決められているのでしょうか。

教育総務課長

島本町教育委員会公印規程の改正に至りました背景につきましては、教育委員会公印規程で申しますところの第11条の2の電子公印の規定につきまして、相当規定に当たります島本町公印規程の電子公印に関する規定が今年9月に改正されました。その改正の通知を受けまして、本町の教育委員会の公印規程に関する電子公印の規定につきま

しても、同じように改正を図ったものでございます。これが、教育委員会公印規程を改正するに至りました直接の原因に当たるものでございます。

文言の整理につきましては、基本的には、形式的な改正になりますので、本来でしたら形式的な改正のみをもって改正することではなく、今回のように実質的な改正を行うときについでに行うものでございます。今回、文言の整理というのを広範に行っておりますが、今回、実質的な改正が行われる機会がございましたので、それに伴いまして一度文言の改正を要すると認められる箇所につきまして、整理を図ったものでございます。

教育委員

第3条の改正案に職務代理者等とありますが、不正を予防する意味では、複数の者が公印を取り扱うのではなく、職務代理者1名が取り扱うのが妥当な気がしますが、どのようにお考えですか。

教育総務課長

今回の職務代理者等におきましても、その職務代理者の印ではなく、その職務を代理する者、本来の職員の印を使うというふうに改正するものでございます。ただ、普段の公印の管理につきましては、例えば教育長印を例に申しますと、教育長名で発する正式な文書につきましては、公印を付した上で発するようにはいたしておりますが、公印そのものにつきましては、教育長自身が手元で保管して教育長自身が押してるものではございません。原則的には、公印管守者、公印を管理する者が公印規程で定められておりますので、例えば教育長印でしたら、教育総務課長が公印管守者として普段公印の管理をいたしております。実際に教育長印を付す必要が出た場合につきましては、その公印の管守者や管守者が指名した職員、基本的には教育総務課の課員に当たりますが、そちらの管理、使用の下で行っております。ただ、職員になりますので、特定の一人のみが扱うものではございませんが、そこにつきましては、当然所管課において厳正な管理の下で保管、使用しております。

教育委員

今委員が指摘された第3条の「等」が気になっておりまして、その「等」には何が含まれているのか教えてください。また、実質的な改正があったときに文言の整理をされるとのことですが、規定は、意味合いが変わらないのであれば、余り変えない方が良いのかと思ってい

たのですが、いかがですか。

教育総務課長

第3条の改正案におきまして、職務代理者等の「等」が何を指すかということですが、具体的には、事務取扱といったものを想定しております。職務代理者と事務取扱がそれぞれ何かと申しますと、職務代理者は、上位の職にある者が何かしらの都合で不在になった場合、その下位の職にある者がその職務を代理した場合に、職務代理者という名を用いて事務を執行することになります。反対に、事務取扱というものもございまして、自分より下位の職にある者、例えば課長級の職にある者が何かしらの都合で不在になった場合、その上位の部長の職にある者がその事務を代わって担うことがあります。その下位の職にある者の職を担うとき、事務取扱という名を用いて事務を執行することになります。このため、具体的にこの職務代理者等の「等」の中には、事務取扱といったものについて想定して規定するところがございます。

続きまして、形式的な文言の改正でございます。委員の御指摘のとおりに、文言の整理をしないことによって規程の運用に実質的な影響はないと理解しております。今回、この文言の改正、整理を行ったものにつきましては、いずれも、法令文の書き方としてより適切な表現に改めるもので、その他につきましても、一部誤字等と思われる箇所もございましたので、それらも含めて、より適切な表現に改める趣旨でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第44号議案「島本町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

でございます。

教育長

島本町で文化財を指定してしまして、その中で物がどうであるか議論していただく専門家の方という形でお集まりいただいています。現在、JR島本駅西側地区の発掘調査を行っていますので、その時代の専門性のある方を今回選ばせていただきました。あとは、町内の古文書が散在しないように、古文書の専門家の方等、満遍なく広い視野で協議していただけるように委嘱をしておるということです。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第12号報告「令和2年度冬季休業日中における児童生徒の指導について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長

令和2年12月10日付け島教教第1465号にて各学校長に対して冬季休業日中における児童・生徒の指導について通知するとともに、先日の校長会でも万全を期すよう指導しました。また、大阪府教育庁からの通知も併せて指導を行っています。本町では、大きく5項目を重点課題としました。

第1項目の教育相談体制の充実については、教育相談の対応等により特別支援教育コーディネーターと連携を図り、きめ細かな支援に努めること。学校はもとより、市町村の相談窓口や以下の機関でも相談が可能であることを児童生徒や保護者に広く周知すること。加えて、新学期に対する不安感を和らげ、新学期のスタートがスムーズに切れるよう万全を期すこと。

第2項目の非行及び犯罪被害等の防止については、児童生徒の基本的生活習慣の確立及び日常生活全般での様々な危険に適切に対応できるよう、学校、家庭、地域の連携を強化して児童の充実を図ること。

また、児童生徒に携帯電話やスマートフォン等を介したインターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリングの徹底等、保護者への啓発に働き掛けること。

第3項目の安全管理・指導については、児童生徒の安全確保や犯罪被害の防止に努め、校内の連絡体制及び警察等の関係機関との連絡・連携方法を再確認すること。

部活動指導については、活動中は常に個々の児童生徒の健康状態を把握し、事故を未然に防止するため、安全管理・指導に万全を期すこと。また、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を踏まえ、休養日を設定し、一日の活動時間についても配慮すること。配慮をするよう明示しました。

第4項目のいじめ対応については、児童生徒が発するいじめのサイン等を見逃さないよう情報収集に努めるとともに、いじめ対応の取組が各学校のいじめ防止基本方針に則って行われているか、今一度見直し、迅速かつ適切な対応に努めること。また、解消に向けて取組中の事象については、休業期間中に教育相談を実施するなど児童生徒の不安が生じないように家庭とも密接に連携し、適切な支援に努めること。

第5項目の長期欠席・不登校等への取組については、未然防止、初期対応、自立支援の3つの段階に分け、4月～12月の全児童生徒の欠席・遅刻・早退状況を点検し、気になる児童生徒については、保護者への連絡、家庭訪問をし、状況把握に努めること。また、新たな不登校児童生徒を生み出さない学校・学級づくりに向けた実践を検討するとともに、当該児童生徒への支援方法や対応については、SC、SSW等の専門家や教育センター等関係機関も含めた検討を行うこととしました。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見がございましたら挙手願います。

教育委員

冬休みの日程と、冬休み中のクラブ活動など、例年との違いを教えてください。

教育推進課長

冬休みの期間であります。例年でしたら、12月25日から1月7日までの2週間が冬季休業日となりますが、本年度は、授業時間確

保の観点から冬休みを短縮いたしまして、12月26日から1月5日までとしております。また、これに伴いまして、本来でしたら12月29日から1月3日までの学校閉庁日を、12月28日から1月4日までとしております。閉庁日につきましては、原則クラブ活動等も行いませんので、クラブ活動等を行える日数としては、例年より少なくなっているのが現状です。3学期が1月6日から始まるということになってますので、閉庁日を除きますと、1月5日が職員の最初の勤務日になろうかと思えます。この日について、先ほど申しました新学期を迎えるに当たっての児童生徒への指導というものが行えるものと認識しております。

教育委員 閉庁日の教育相談の対応はどのようにされるのでしょうか。

教育推進課長 教育センターは通常どおりとなりますので、教育センターに連絡していただければ相談が行えるという体制になっております。

教育委員 コロナ禍で新入生が学校に慣れていく時期が休校になっておりましたので、例年よりも不登校等が多かったのでしょうか。もしあったとしても、この期間中に大体解消されているのでしょうか。冬休みに特に何か対策を取らないといけないのか等、お聞かせください。

教育推進課長 7月までの状況でお答えさせていただくと、現状で小学校1年生に関して30日以上欠席の生徒に関しては0件という形になっております。当然、休業期間中にも、担任から家庭訪問、若しくは電話連絡等で新入生に対して指導を行っておりますので、例年よりも丁寧な指導を行った次第でございます。

また、中学校につきましても、7月段階で30日以上欠席している生徒は0名となっておりますので、中学校においても、同じように、新入生に対してより丁寧な指導を行った結果であろうかと考えております。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、これを持ちまして、令和2年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。